

会議の位置づけ

- 死因究明等推進基本法第30条で定める「死因究明等推進地方協議会」の位置づけとし、死因究明等に関する施策の検討等を行うために開催。

死因究明等推進基本法(抜粋)

第五章 死因究明等推進地方協議会

第三十条 地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

これまでの経緯

- 「死因究明等推進協議会(仮称)設置準備会」を開催し、設置に向けた準備を進めていたが、新型コロナウイルスの影響により中断。一昨年約3年ぶりに協議会を開催。

第1回準備会
(H31.02.20)

第2回準備会
(R元.12.23)



第1回協議会
(R4.08.30)



第2回協議会
(R5.09.08)

協議事項

- ① 死因究明等(死因究明及び身元確認)に関する施策の検討
- ② 当該施策の推進、検証及び評価、取組内容の精査

進め方

- 奈良県においては、各関係機関間の連携も未だ十分でない点に鑑み、情報の共有、取組の連携に向けた意見交換を実施。
- 最終的には、本県の状況に応じた施策の策定及び実施、死因究明等に係る計画の立案・策定につながるよう、関係機関間で協議を進捗させていくこととしたい。

イメージ

第1ステップ

各関係機関・関係者の取組及び課題の共有、意見交換

今回

第2ステップ

死因究明等に係る各関係機関の重点項目の抽出、取組内容の精査

第3ステップ

死因究明等に係る計画の立案・策定、重点項目の予算化及び実施・展開

令和6年度奈良県死因究明等推進協議会について

進め方

イメージ

第1ステップ

各関係機関・関係者の取組及び課題の共有、意見交換

第2ステップ

死因究明等に係る各関係機関の重点項目の抽出、取組内容の精査

第3ステップ

死因究明等に係る計画の立案・策定、重点項目の予算化及び実施・展開

これまでの協議会

令和4年度

第1ステップ「課題共有・意見交換」

課題共有や解決方法の提案、県への要望等

(解剖医の不足・解剖室の老朽化・死亡時画像診断協力病院・検案医のスキルアップ・大規模災害時の解剖・孤独死)

令和5年度

第1ステップ「課題共有・意見交換(孤独死にフォーカス)」

令和4年度と同様、課題共有や解決方法の提案、県への要望等

(解剖台の不足・医大のCTの設置・高度腐乱状態の死体・行政による見回りの強化・遺体の保管場所・虐待に関する相談の増加・予算の確保)

令和6年度

第2ステップ「重点項目の抽出」 を目標とする

計画の策定には、まず、重点項目を取り上げ、それについて、各機関での取り組みや関係機関との連携を充実させていくことが必要。

今年度は、これまでに共有された課題を整理し、重点項目の決定を行いたい。

次年度以降、各項目に対する関係機関の取り組み状況の整理やさらなる課題の抽出、解決に向けた取り組みの充実を進める。

協議会后、協議会の実施・決定した重点項目等を県のホームページにて公開し、関係者への共有及び県民への課題意識の啓発を図る。

各機関の課題は共有できているが、協議会の場での情報共有にとどまり、未解決の課題が散在している状態。